2

製造所固有記号の使用ルー

工食品」に。

(例:ドライマンゴー)

は「加

に整理。

簡単な加工を施したも

JAS法の考え方に基づく区分

工場で製造する場合に限り使用 原則として同一製品を2以上の ルの変更 (※業務用食品を除く)

能

使用の場合は連絡先等

なります。

下記の主な変更点の

についても規定されています。 ほかに、新しく「機能性表示食品 月30日までが経過措置期間と

まで、

生鮮食品は2016年9

添加物は2020年3月31日

ては1年後予定)。

加工食品と

特定

加工食品

(「卵を含む」

を

8

添加物(として販売されるも

省略できるマヨネーズ等)とそ

4月1日施行されました

(ただ

3_.ア

レルギー表示の

ル ルル

の

示が可能に。

複合原材料の構成原材料の分割表

よう、

商品別の表示改版作業につ

いて具体的な計画を立てていく段

規定を除き)混在することのない る表示方法が(製造所固有記号の 基準による表示方法と旧基準によ ました。今後は、1つの食品で新 関するガイドライン」が公表され

序を他の加工食品の方法に統一。

し製造所固有記号の規定につい

2015年3月20日に

1食品表

を表示。

パン類等の原材料と添加物表示順

原材料名表示等のルールの変更

7.

表示が新しく必要に。

年齢及び基準熱量に関する文言の

等表示基準値の変更に伴い

対象

カリウム」を追加。

また栄養素

養成分表示のためのガイドライ Q&A」「食品表示法に基づく

ン」「機能性表示食品の届出等に

示基準が公布され、2015年

ラ

主な変更点のまとめ

の変更

1

加工食品と生鮮食品の区分

食品表示基準が施行されまし

主な変更点のまとめと最新の追加情報に

の加工食品、

添加物に栄養成分

原則としてすべての消費者向け

塩相当量で表示。

表示を義務化。ナトリウムは食

業務用食品、

一部小規模事業者

栄養成分表示の義務化

<u>~</u>

括表示欄に全て表示が必要に。

に表示。けはこれに加え「内容量」を新た

がポイントと思われます。

原材料

版しなければならない点への理解 短期間に多くの商品をまとめて改 変更を把握しておくこと以上に、 点ですが、上記のようなルールの 階に入ります。改版作業時の注意

括表示をする場合には一

また個別表示を原則とし、

例外

名称及び住所」を、

一般消費者向

業務用は「表示責任者の氏名又は

の)の表示ルールの変更

の拡大表記を廃止。

等を除く

発行所 株式会社ラベルバンク 大阪市淀川区西中島 5-12-8 新大阪ローズビル 4F TEL: 06-6838-7090 FAX: 06-6838-7091 http://label-bank.co.jp/

support@label-bank.co.jp

第 75 号

鮮食品まで拡大。

表示できる成分

基準について」「食品表示基

に「n-3系脂肪酸」「ビタミンK」

9. 通知等に規定されている表示

ので、

作業量が多くなればそのぶ

んミスの確率も高くなる可能性が

成と最終確認までを人が行います 規格書から配合表、食品表示の作

ルールの一部を基準に規定 示基準値等の表示ルールを規定。 表示ルールを規定。また栄養素表 フグ及びボツリヌス食中毒対策の 表示レイアウトの変更 自

1 0 分を明確にして表示。 の新規規定。 の拡大と、製造者の表示義務対象 小包装食品に対する省略不可項 原材料と添加物は区

最新の追加情報と実務上の注意点

2015年3月31日、 食品 表

対象食品の範囲を鶏卵以外の生

栄養機能食品のルールの変更

6

の規定を追加

変更に。新たに無添加強調表示

する場合の、

要件と計算方法が

低減または強化された旨を表示

栄養強調表示のルールの変更

食品表示基準(消費者庁) Ш だと感じています。

改版作業を進めていくことが大切

見直しの機会と捉えて、

計画的に

可能性もあると思われます。 があるなど、新しいミスに気付く 商品の表示と規格書の情報に違い あります。また現在販売している

ルー

ル変更の節目を、情報管理体制の

yun.pdf http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kij http://www.caa.go.jp/foods/index18.html

2015年4月1日

制度のポイントと社内体制づくり

試験で得た成分の情報と、自社商られます。これは例えば、調査やど基本的な社内体制づくりが求めの同等性(定性、定量)の考察な必要になるほか、機能性関与成分レビューなどの追加作業の想定が 性と機能性をもっていることを確品に含まれる成分とが、同じ安全 出資料を作成すればスムーズに制健康被害の情報収集体制などの届 認する体制のことです。各種の 機能性であればシステマティック 度を利用できます。 組み込まれている場合は、 よる安全性と機能性の確認作業が 発から 安全性であれば食経験評価、 外部委託も可能なの そうでない場 床試 品 あとは

機能があります」などの表示がで○○の成分が含まれるので、○○の届出番号を記載のうえ、「本品には 届出が可能になりました。 をも この社内体制づくりがまず大きなポイ ントになるのではないかと思います。 が、 うの は届出事業者ですので、 的に機能性表示に責任

調査の注意点

出する主な資料は安全性、機能性でに届出する必要があります。届される方は、販売日の60日前まきるようになります。制度を利用

に関する科学的根拠資料で、その出する主な資料は安全性、機能性

ます)。 究の論文も対象にできますので疾工食品、生鮮食品の場合は観察研実施を検討されると思います。加 リメント形状の商品の場合だと ても対象にできるのですが、サプ ワーの要件を満たせば社内で)の テマティックレビュー(レビュー 費用のかかる臨床試験よりもシス む際の注意点についてですが、こ 者が含まれたデータでも使用でき 試験方法」の範囲内であれば軽症 文」を対象とする必要があります 病に罹患した被験者が含まれてい 上げてみます。まず多くの場合は、 と「同等性の確認」について取り こでは大きく2つ、「商品の形状」 「健康な人での臨床試験とその論 (例外として「特定保健用食品 から新 験や調査に 取り組 \mathcal{O}

するガイドライン」にまとめられた「機能性表示食品の届出等に関

消費者向けに公開される予定です。

3月31日に公表され

部は消費者庁のウェブサイトで

点が、この制度のポイントではとめられる科学的根拠に違いがある なる可能性もあることも注意点と 含まれる機能性関与成分の性質と、 思います。 このように商品の形状によって求 いえるでしょう。 論文をみつける必要がありますの 同等である成分を試験で使用した 機能性表示したい成分によっ 使用できる論文自体が少なく また販売したい商品に

guideline.pdf

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150330

(消費者庁)

ことのほかに、「一般消費者向けの の論文やシステマティ

業者向けに簡単に制度の概要と実ここまで、機能性表示を目指す事 考えながら挑戦していくことが求 ていくのか、新しい課題について で分かりやすく機能性の表示をし といえます。誤認を与えない範囲 ドルを下げる役割の1つが「抄録」 点だと思います。 で分かりやすくなるのかも重要な る「届出資料の開示」が、どこま が、今回の制度の大きな特徴であ 務上のポイントを書いてみました 制も大切になるかと思います。 対応しているかを確認する管理体 容が、そして表示の内容が適切に ていますが、この抄録と論文の内 以内でまとめるということになっ 生じない範囲内でなるべく平易な 求められます。専門用語を誤解の められるかと思います。 根拠を表現していくのか、どこま 内でどこまで分かりやすく科学的 高い内容が多いのですが、そのハー を消費者が読み込むには専門性が 言葉に置き換えて1、000文字 1録」を作成して届出することが ビューを資料としてまとめる 常別示された情報

「お気に入 の

最も強い者が生き残るのではなく、 最も賢い者が生き延びるのでもない。 唯一生き残ることが出来るのは、変化できる者である。

(チャールズ・ダーウィン)



般消費者への分かりやすさと課題